

京都市告示第 190号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成16年1月13日付けで認可した南里町内会について変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成16年5月31日

京都市長 榎本 頼兼

変更があった事項及びその内容

変更があった事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名	杉村 正二	桂田 敏彦
代表者の住所	京都市伏見区醍醐槇ノ内 町 50-3	京都市伏見区醍醐南里町 44-4

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)